

長期優良住宅の認定事務に係る手数料一覧表

名称			規模		金額		
					新築	増改築(※4)	
①	長期優良住宅建築等 計画認定申請手数料 (法第5条第1項) (71の2の項)	登録住宅性能評価 機関での事前審査 なし (確認書又は住宅 性能評価書の提出 なし)	戸建住宅		61,000	86,000	※1 ※2 ※3
			共同住宅	500㎡以内	134,000	201,000	
				500㎡超～1,000㎡以内	215,000	322,000	
				1,000㎡超～3,000㎡以内	424,000	636,000	
				3,000㎡超～5,000㎡以内	759,000	1,138,000	
				5,000㎡超～10,000㎡以内	1,304,000	1,956,000	
				10,000㎡超～20,000㎡以内	2,413,000	3,619,000	
				20,000㎡超～30,000㎡以内	3,448,000	5,171,000	
		30,000㎡超～		4,224,000	6,335,000		
		登録住宅性能評価 機関での事前審査 あり (確認書又は住宅 性能評価書の提出 あり)	戸建住宅		15,000	23,000	
			共同住宅	500㎡以内	28,000	42,000	
				500㎡超～1,000㎡以内	46,000	69,000	
				1,000㎡超～3,000㎡以内	77,000	115,000	
				3,000㎡超～5,000㎡以内	123,000	185,000	
				5,000㎡超～10,000㎡以内	188,000	282,000	
10,000㎡超～20,000㎡以内	319,000			479,000			
20,000㎡超～30,000㎡以内	404,000			606,000			
30,000㎡超～	459,000	689,000					

※1 申請者から長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項に規定する申出があった場合で、建築基準関係規定への適合審査を伴う場合は、長期優良住宅の認定事務に係る手数料に建築確認申請手数料を加算する。
(納付書を作成する場合は長期優良住宅の納付書とは別に作成する。)

※2 賃貸共同住宅等における認定の申請については、住戸ごとの申請が可能のため、上記手数料を申請対象住戸数で除して得た額を申請1件当たりの手数料とする。

※3 既に認定を受けている住戸を含む共同住宅等の一部である住戸について、新たに認定申請が出された場合は、認定対象住戸の床面積の合計で手数料を算定する。

※4 長期優良住宅の認定を取得していない既存住宅の増築・改築に限る。
(既存住宅が認定を取得している住宅の増築・改築は、法第8条の変更認定申請となる。)